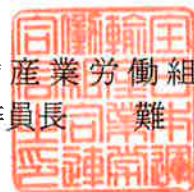




運輸労連 発 第2号
2017年7月26日

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎 様

全日本運輸産業労働組合連合会
中央執行委員長 難波 淳 介



物流を止めないための「時間外労働の上限規制」の適用を 求める請願署名への協力要請について

平素より、運輸労連の活動にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、働き方改革実現会議の「実行計画」を踏まえて、時間外労働（残業）の上限について、年720時間以内、かつ、過労死認定基準を根拠に設定した時間、などとするこ
とを、労働基準法制定以来、初めて罰則付きで定めることとしました。

私たちの業界は、長時間労働が起因とされる脳・心臓疾患による過労死等が職種（自動車
運転従事者）・業種（道路貨物運送業）ともに1位という現状にある中、トラックドライバー
こそ、最優先に長時間労働の改善がはかれるものと大きな期待を寄せていました。しかし、
自動車運転の業務には一般的なルールが適用されず、他の業務への規制開始から5年後に、
年960時間以内の上限規制が適用されることとされました。また、休日労働を含むかどうか
は明文化されておらず、仮に含まれないのであれば、過労死基準を大幅に上回る時間外労働
が容認されることとなります。

加えて、物流システムは、ドライバーという「人」によって成り立っていますが、過労死
等労災の多い労働環境では、若年者のなり手は非常に少なく、ドライバーの平均年齢の上昇
とともに、人手不足による物流システムの維持不能が現実のものとなりつつあります。

そこで、私たちは改正法案の審議に向けて、時間外労働の上限については、すべての労働
者に同じ上限規制が適用されるべきであることから、本請願署名に取り組むこととしました。

つきましては、本署名活動の趣旨をご理解いただき、お力添えを賜りたく、ご要請申し上
げます。

記

1. 請願事項

- (1) 年間の時間外労働の「上限規制720 時間以内」の適用
- (2) 休日労働を含めた「2～6ヵ月平均80時間以内」「単月100時間未満」の適用
- (3) 長時間労働の改善に際して、生活できる賃金の確保に向けた施策の推進

2. 署名活動の取り組み期間

最終集約を10月31日とする

以上